

(案)

子 発 ※ 第 ※ 号  
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長

新型コロナウイルス感染症対策に係る  
児童虐待・DV等支援体制強化事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、新型コロナウイルス感染症対策に係る児童虐待・DV等支援体制強化事業を下記により実施し、令和2年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 事業の種類

- 1 感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業
- 2 児童の安全確認等のための体制強化事業
- 3 支援対象児童等見守り強化事業

第2 事業の実施

各事業の実施は次によること。

- 1 感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業実施要綱（別添1）
- 2 児童の安全確認等のための体制強化事業実施要綱（別添2）
- 3 支援対象児童等見守り強化事業実施要綱（別添3）

## 感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業実施要綱

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等に伴う児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、社会的に孤立しがちな児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下本実施要綱中「都道府県等」という。）とする。

### 3 実施事業者等

都道府県等、児童相談所、婦人相談所、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体、自立支援担当職員を配置する児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）

### 4 事業内容

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図るため、次の（1）に掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものとする。

#### （1）感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図るための取組

- ① テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行うための通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等の環境整備
- ② 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設
- ③ 相談支援機関における適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための体制整備
- ④ 感染予防のためのマスクや消毒液等の購入や、密を避けるためのスペース確保などの環境整備
- ⑤ 各種支援施策の申請手続き等に関する相談を集中的に受け付けるコールセンターの開設
- ⑥ その他、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に資する取組

## (2) 実施方法

都道府県等が実施又は取組を実施する民間実施事業者等に対して都道府県等が補助することにより実施するものとする。

## 5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

## 6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

## 児童の安全確認等のための体制強化事業実施要綱

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による学校の休業等により生活環境が変化していることに鑑み、虐待の通告があった際の子どもの安全確認とともに、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく状況確認を徹底するため、児童相談所及び市町村の体制強化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下本実施要綱中「都道府県等」という。）とする。

### 3 事業内容

児童相談所又は市町村（特別区を含む。）において、安全確認等対応職員を新たに配置すること等により、虐待の通告があった際の子どもの安全確認や、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく電話・訪問等による支援対象児童等の定期的な状況確認の徹底を図る。

### 4 留意事項

- (1) 外部委託する場合には、業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。
- (2) 定期的な状況確認に当たっては、ICT機器を活用した通信手段を用いて確認を行うなど、感染拡大防止の観点から工夫を行うよう検討すること。

### 5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

### 6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

## 支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

### 1 事業の目的

「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

### 3 実施者

実施者は、市町村が委託又は補助する子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等（以下「民間団体等」という。）とする。

### 4 事業内容

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下の（1）を実施し、必要に応じて（2）または（3）を実施する。

- （1）食事の提供（配達等を含む。）等を通じた子ども等の状況の把握
- （2）基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- （3）学習習慣の定着等の学習支援

### 5 実施方法

- （1）市町村は、民間団体等が事業実施を通じて把握した、支援対象児童等の様子や家庭状況等の結果について、適宜、民間団体等と連携し情報共有を図ること。  
また、民間団体等の連絡等により、確認した情報については、必要に応じて関係機関で情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげること。
- （2）本事業の対象は、既に要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされている子どもに限らず、市町村が見守りを必要と判断した子ども等が含まれること。
- （3）事業に携わる者は、支援対象児童等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。  
また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

## 6 留意事項

- (1) 4の(1)については、食事の提供を伴わない子ども等の状況の把握も含まれること。
- (2) 食事の提供には、特定の場所において提供する食事及び持ち帰り用の食事の提供も含まれるが、居宅訪問等による子ども等の状況の把握をせず、単に食事の提供のみを行う場合や市町村が必要と認めた子ども等以外に対する食事の提供については、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。
- (4) 子ども等の状況の把握に当たっては、ICT機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなど、感染拡大防止の観点から工夫を行うよう検討すること。
- (5) 実施主体から実施者への支払いに当たっては、概算で請求書を徴し支払いするほか、証拠書類などは申請時には一律に求めることはせず、事業実績報告時において提出を求めるなど負担の軽減に配慮すること。

## 7 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

## 8 費用

本事業に要する費用の一部又は全部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。